

黒潮町営住宅（地域対応活用住宅）入居者募集要領

1. 募集概要

本事業では町営住宅の空き住戸を社宅等として活用し、黒潮町の産業を支えていく人材や昨今増加している外国人従業員等の居住環境を整えるとともに、地域活力の向上を図ることを目的として、この度、町営住宅の空き住戸を社宅等として活用する事業者を募集します。

2. 場 所 黒潮町佐賀3 1 1 7 番地 1（横浜団地B棟）

3. 種 別 公営住宅 中層耐火構造3階建（3DK）

4. 募集戸数 2戸 3階 302号、304号

5. 家 賃 令和6年度は1号室あたり月額36,100円
※別途、共益費、地区費がかかります

6. 敷 金 家賃の3か月分
入居前にご入金をお願いします。

7. 応募要件等

応募者は、以下の要件を満たす事業者等です。（個人での応募はできません）

（1）応募事業者の要件

- ①町内に事業所を有する事業者
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその他反社会的団体並びにそれら構成員等からなる団体、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、その他公共の福祉に反する活動を行なっている団体でないこと。
- ③町税等に滞納がないこと。

（2）入居する従業員等（外国人技能実習生等を含む）の要件

- ①応募事業者等の従業員等であること。
- ②日本国内で住民登録されていること。
- ③入居する従業員等または、同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④町税等に滞納がないこと。
- ⑤1号室あたり2名ないし3名での入居であること。

(3) 応募にあたっての留意事項

①利用にあたっては、各種法令等を満たすとともに、必要な届出、手続き等については各事業者の責任において行ってください。

②事業者または入居する従業員は、地域で行われる活動（例：一斉清掃など）に積極的に参加してください。また、事業者は入居を開始する前に地元区長や近隣住民にあいさつを行い、入居した後も従業員と地域との顔つなぎなどを行なってください。

8. 入居事業者の選考方法

入居事業者の選定は、受付期間後に実施します。申込者が同一の部屋に競合する場合は、抽選により決定し、抽選方法は対象者別に連絡します。

なお、入居可否の結果は申込者全員に通知致します。

9. 入居開始時期 令和6年6月1日開始予定

10. 入居可能期間 入居日から令和7年3月31日まで（原則年度更新です）

11. 入居申し込み書の配布及び受付場所

（書類配布及び提出先）

黒潮町役場 本庁2階 産業推進室 商工係 電話：（0880）43-2113

黒潮町役場 佐賀支所2階 建設課 土木係

（郵送物提出先）

〒789-1992 黒潮町入野5893番地

黒潮町役場 産業推進室 商工係



電子申請フォーム

https://apply.e-tumo.jp/town-kuroshio-kochi-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9611

12. 申込受付期間

令和6年4月1日（月）～ 令和6年4月24日（水）まで。

但し、土曜日・日曜日・祝日を除く。

上記期間の 午前8時30分～午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く）

※今回の募集において応募者がなかった場合は、令和6年5月1日（水）から令和6年12月27日（金）まで先着順で申し込み受け付けを行います。

13. 申込方法及び提出書類

以下の書類を郵送（当日消印有効）や電子申請又は役場に直接お持ちいただく等により提出して下さい。（11.入居申し込み書の配布及び受付場所 参照）

①地域対応活用住宅使用申請書（様式第1号）

- ②地域対応活用住宅使用申請に係る誓約書兼同意書（様式第2号）
- ③申請者が個人の場合は直近の確定申告書又は住民税申告書の写し、
法人の場合は法人事業概況説明書の写し
- ④申請者が法人の場合は、履歴事項全部証明書または登記事項証明書の写し
（3カ月以内）
- ⑤申請者（法人の場合は代表者）の運転免許証、健康保険証
又はマイナンバーカードのいずれかの写し
※申請日において町に町民税の納税義務のない申請者は、住所地のある市町村の市町村
民税納税証明書
- ⑥その他町長が必要と認める書類

14. その他

- （1）手続きの詳細については、下記にお問い合わせください。
- （2）事業者は1回の公募につき、複数の申込をすることはできません。
- （3）黒潮町と事業者との誓約については、入居決定後に改めてご連絡致します。

【 お問い合わせ 】

■ 黒潮町役場 産業推進室 商工係

電話：（0880）43-2113